

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。2.あたたかい心でまじわりましょう。3.みどりのまちをつくりましょう。4.文化財をたいせつにしましょう。5.働くよこびに生きましょう。

## 市の動き

# 水道料金が改定されます

## — 3月分から実施 —

さる12月市議会で、水道料金引き上げを主とする水道財政再建策が、料金の平均改定率53%を48.3%に修正の上、可決されました。これにより、水道料金は本年3月分から新料金が適用されることとなります。

### ■今後とも良質で豊かな水をお届けしたいのです

近年、人口増、産業の発展、生活水準の向上により水需要が急増しています。たとえば現行料金実施時の昭和40年の一日平均給水量39,889m<sup>3</sup>が昭和47年には79,095m<sup>3</sup>となり、7年間に約2倍の伸びとなっています。市ではこのような急激な水需要の増加に対処するため施設の拡張・改良工事を重ね、給水量の増大をはかってきました。

ところが、水道料金を唯一の財源とする水道事業では、これらの工事に必要な巨額の資

金を自己資金によってまかなうことがむずかしく、その大半を借入金に頼らざるをえませんでした。その結果、多額の元利償還金によって水道財政が悪化し始め、物価高、人件費の高騰による経費増が加わり、昭和47年度の決算では3億1千万円余の資金不足をきたしました。さらに、48年度に入っても、昨年9月末の大口電力料金の引き上げ、今年3月からの府営水道の値上げが加わり、年度末には5億円余の資金不足が予想されるという深刻な事態に陥っています。そして、このような状態が続けば5年後には実に40億7千万円余という巨額の資金不足が予想されます。

このように悪化した財政のもとでは、良質で豊富な水をお届けするという水道事業本来の使命をはたすことが困難になります。ここに至って、市では公正妥当な原価を基礎とした最低限の料金改定、さらには加入金制度の

導入に踏みきったわけです。

### ■新料金の実施、加入金制度の採用

今回、議会で認められた水道財政再建策は平均48.3%の水道料金引き上げ、それに新たに水道をひく人、パイプの口径を大きくする人から加入金を徴収する加入金制度の採用、この2点からなっています。

第1点の新水道料金には、旧料金と比較して2つの相違点があります。まず、基本水量8m<sup>3</sup>の料金変更はありませんが、超過料金の計算方法が変わりました。現行では、家事用の場合、超過料金は一律1m<sup>3</sup>40円となっていました。ところが、今回の改定では使用量が多くなるにつれ、段階ごとに1m<sup>3</sup>あたりの料金が高くなるしくみになっており、使用量が多い程値上げ幅が広がることとなります。こ

の結果、一般家庭から大口使用者までをひくくめた値上げ率それが48.3%となりました。

一般家庭の値上げ幅はこれよりかなり低くなります。市内の一般家庭の平均使用量35m<sup>3</sup>(2カ月分)を例にとってみましょう。

旧料金では、460(基本料金)+(35-16)×40(超過料金)=1,220円です。これが新料金では計算例のとおり1,445円となり、約18.4%の値上げとなります。(表1、計算例参照)

次に、これまでの家事用、官公用、営業用などの細かい用途別分類をやめ、浴場用、臨時用、共用以外を一括して一般用としました。このためこれまで営業用などから徴収していたメーター料金のうち、口径16mm以下のメーター料金は廃止することになりました。

第2点の加入金制度の新設によって、新しく水道をひいたり、パイプの口径を大きくする場合、引き込むパイプの口径に応じた加入金が必要となりました(表2)。この制度は府下でもほとんどの市が実施しています。その目的は、給水装置を新設する人と従来から水道料金のなかで施設の拡充費を負担してきた古い水道使用者との間で負担の公平をはかることにあります。本市の場合は料金の改定幅をできるだけおさえるためこの制度を導入しました。なお、既設のパイプを太くする場合の加入金は新旧の口径にかかる加入金の差額となります。

### ■生活用水(10m<sup>3</sup>まで)などは据え置きです

今回の料金改定では水道料金が家計に与える影響を考慮し、8m<sup>3</sup>までの基本料金と9m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>までの超過料金を現行のままとしました。その結果、生活に最低限かかすことのできない10m<sup>3</sup>(1カ月分)までの料金は据え置きとなり、現行どおりの310円です。

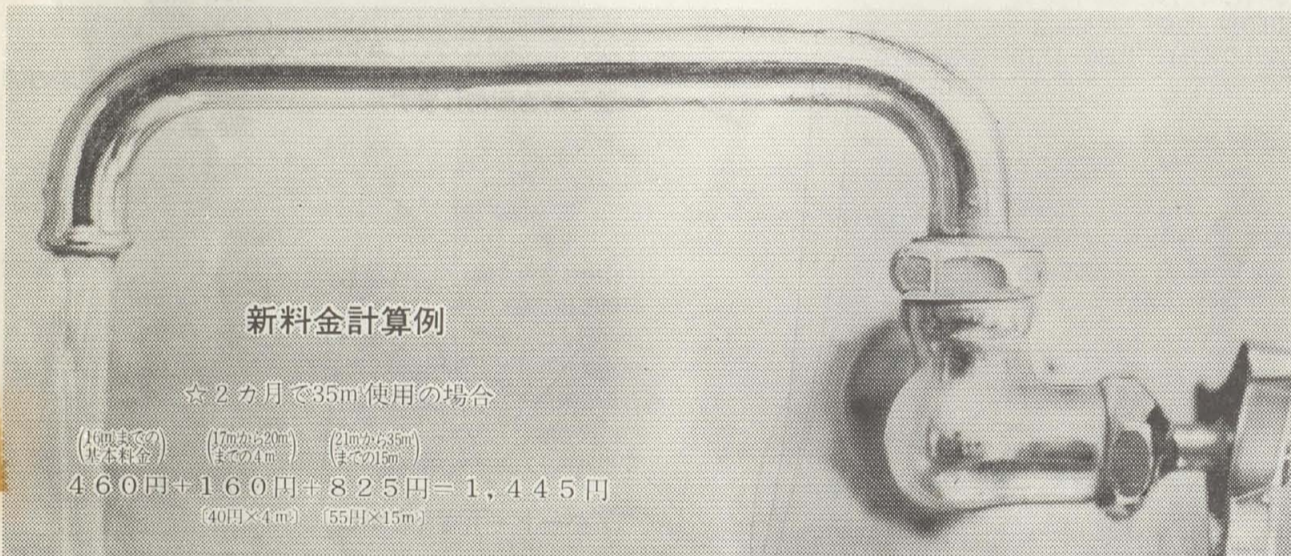
また、浴場用料金も公衆衛生面を配慮して600m<sup>3</sup>までは現行のまま据え置き、超過料金は改定幅を小さくしました。共用せんについては基本料金、超過料金とも改定していません。

### ■さらに企業努力につとめます

このたびの料金改定によって、最初にお知らせした資金不足が完全に解消するまでにはいたりません。しかし、水道局ではより一層の企業努力、能率的運営によって財政の健全化をはかり、市民のみなさんの負担の軽減化につとめます。そして、給水の万全をはかり安定した供給を続けてゆくつもりです。

### ◆もくじ◆

- ☆第1面…市の動き
- ☆第2面…市の行事
- ☆第3面…お知らせ
- ☆第4面、第5面…財政公表
- ☆第6面…清掃(粗大ゴミ収集日程)
- ☆第7面…読物のページ
- ☆第8面…お知らせ



### 新料金計算例

☆2カ月で35m<sup>3</sup>使用の場合

$$\begin{matrix} \text{(8m<sup>3</sup>までの基本料金)} & \text{(17m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>までの4m<sup>3</sup>)} & \text{(21m<sup>3</sup>から35m<sup>3</sup>までの15m<sup>3</sup>)} \\ 460\text{円} + 160\text{円} + 825\text{円} = 1,445\text{円} \\ \text{(40円} \times 4\text{m<sup>3</sup>)} & \text{(55円} \times 15\text{m<sup>3</sup>)} \end{matrix}$$

水道料金表 (昭和49年3月分から実施) 表1

1カ月用				2カ月用				
用途	基本水量	基本料金	超過料金	用途	基本水量	基本料金	超過料金	
	m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> について		m <sup>3</sup>	円	1m <sup>3</sup> について	
一般用	8	230	9~10m <sup>3</sup>	40	16	460	17~20m <sup>3</sup>	40
			11~20m <sup>3</sup>	55			21~40m <sup>3</sup>	55
			21~30m <sup>3</sup>	60			41~60m <sup>3</sup>	60
			31~50m <sup>3</sup>	65			61~100m <sup>3</sup>	65
			51~100m <sup>3</sup>	75			101~200m <sup>3</sup>	75
101m <sup>3</sup> 以上	85	201m <sup>3</sup> 以上	85					
浴場用	600	13,800	601~1,000m <sup>3</sup>	45			1,001m <sup>3</sup> 以上	50
臨時用	8	800	9m <sup>3</sup> 以上	140				
共用	5	130	6m <sup>3</sup> 以上	40	10	260	11m <sup>3</sup> 以上	40

加入金 (49年3月1日から実施) 表2

メーターの口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm以上
加入金	30,000円	60,000円	100,000円	310,000円	540,000円	1,500,000円	3,000,000円	8,300,000円	管理者が別に定める

# やお市政だより

第497号

2

昭和49年1月20日

## 市の行事

1/26 (土)	青少	☆軟式庭球スポーツ教室 14.00~16.00 教育センター
27 (日)		☆軟式庭球スポーツ教室 10.00~12.00 教育センター ☆サッカースクール 10.00~12.00 山本球場
28 (月)	行政 教育 家児	☆ツベルクリン接種 14.00~15.00 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00~14.00 /
29 (火)	交通 青少	☆不用犬の受付 9.15~11.00, 13.00~17.00 八尾保健所 ☆母と子の体操教室 13.30~15.00 教育センター
30 (水)	結婚 家児 教育	☆BCG接種 14.00~15.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 南高安幼、曙川小
31 (木)	家児 青少	☆婦人スポーツ教室(庭球) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室( ) 17.30~21.00 / ☆3種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 用和小、久宝寺小
2/1 (金)	家児 教育 身障	☆防災の日 ☆不用犬の受付 9.15~11.00 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所
2 (土)	青少	
3 (日)		☆軟式庭球スポーツ教室 10.00~12.00 教育センター ☆サッカースクール 10.00~12.00 山本球場 ☆市民駅伝 10.00~ 志紀中学校集合
4 (月)	教育 家児 心配	☆節分
5 (火)	交通 青少	☆立春 ☆少年を守る日 ☆ツベルクリン接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆母と子の体操教室 13.30~15.00 教育センター ☆出張献血 10.00~15.00 市立病院 ☆3種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 竜華幼、竹淵小
6 (水)	結婚 家児 教育	☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15~11.00, 13.00~14.30 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 山本小、桂解放会館
7 (木)	家児 法律 青少	☆BCG接種 9.15~11.00 八尾保健所 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30~16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30~21.00 / ☆3種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 南山本小、安中解放会館
8 (金)	行政 家児 教育	☆3歳児の健康診査(昭和45年8月生まれの子) 13.00~14.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.15~12.00, 13.00~17.00 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15~11.00 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(2回目) 14.00~15.30 中高安幼、大正幼
9 (土)	青少	
10 (日)		

### 《人の動き》

(48年11月末現在)

総数 242,344(+545)  
男 121,673(+252)  
女 120,671(+293)  
世帯数 74,024(+207)  
( )内は前月からの増減です



### 《短歌》

着ぶくれて  
大きい夫のうしろ姿の  
角まがるまでの朝の見送り  
堀 さと子(主婦)

### 《新、増築家屋の実地調査》

税務課では、昭和48年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産家屋評価のための実地調査を行っています。これらの建物は、来年度(昭和49年度)から固定資産税賦課の対象になります。

調査員が調査に伺った際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を呈示し、調査についてのごまかい説明をしますが、なおご不審な点がある場合は、市役所までご連絡ください。

調査は49年1月末頃まで行いますのでご協力をおねがいします。

### 《殺そ剤を配布します》

市では、2月をネズミ駆除月間として、一斉にネズミ退治をするため、希望のご家庭に殺そ剤をお渡します。

☆申し込み方法 申し込みは、原則として地区単位の申し込み方法をとっていますので、各地区の自治振興委員さんまたは婦人会長さん宅へお申し込みください。

☆殺そ剤 1家庭1袋づつ(1袋2包入り)

### 《アパート・下宿をさがしています》

教育委員会では、今年採用する教職員のアパート・下宿をさがしています。八尾市内でアパート・下宿に入居させてくださるかたがおられましたら教育委員会管理部総務課(電91-3881 内線461)までご連絡ください。

### 身障

身障 = 身体障害者相談  
心配 = 心配ごと相談 結婚 = 結婚相談 いずれも 13時~16時 社会福祉会館で 家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で 青少 = 青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで 交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制) 行政 = 行政相談 いずれも 13時~16時 市民相談室で 教育 = 教育相談 9時~ 教育相談室で 職業 = 高年齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で

### 《郵便局からのお知らせ》

郵便局では、健康と生活の安定を図るため簡易生命保険にはいりましょうと呼びかけています。また、今年1月から従来のケガに加えて病気で入院した場合にも保険金が支払われる「疾病傷害特約付簡易保険」が新発売されました。

この払い込まれた保険料は簡易資金として学校、公営住宅の建設、都市計画事業に還元融資され活用しています。

なお、くわしくは八尾郵便局(電93-0547)まで。

### 《小学校就学予定者の健康診断》

市教委では、1月16日から21日まで、今春小学校就学予定者に健康診断を行いました。まだ受診されていない方は、次の所でお受けください。

2月7日(木) 労働会館(山本町) 8日(金) 労働会館分館(植松町) 時間はいずれも午後1時30分から3時まで。

### 《商工相談》

大阪府立商工相談所では、次のとおり経営経営など商工全般の移動相談を行います。

☆とき 2月12日(火) 午後1時~午後4時

☆ところ 市役所市民相談室

☆相談料 無料

### 《赤ちゃん会の日程変更》

保健所で行っている赤ちゃん会の日程変更があり、高砂団地での実施分が偶数月第2火曜日午後1時30分~2時30分となりました。

### 《おわび》

1月5日号第2面の就学通知書の力所が今月4月1日に小学校に入学とあるのは今年4月1日の誤りです。

また、第3面の保育所のことで来春入所とあるのは今春入所の、学校のことで来年小学校とあるのは今年小学校の誤りです。

おわびならびに訂正します。

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL. 91-3881)

## お知らせ

### 予防接種のこと

#### ■定期3種混合予防接種（3回目）の日程を変更します

電91-3881 内線360

先々号（12月20日号）でお知らせしました定期3種混合予防接種日程で3回目が一部次のとおり変更になります。

#### ＜3回目の日程＞

実施日	会場	変更実施日	会場
2月21日	南高安幼 曙川小	→2月20日 →変更なし	南高安幼 曙川小
2月22日	用和小 久宝寺小	→2月25日 →2月25日	用和小 久宝寺小
2月26日	竜華幼 竹淵小	→変更なし 〃	竜華幼 竹淵小
2月27日	山本小 桂解放会館	→変更なし 〃	山本小 桂解放会館
2月28日	南山本小 安中解放会館	→3月6日 →3月7日	南山本小 同会館
3月5日	中高安幼 大正幼	→3月8日 →3月11日	中高安幼 大正幼
3月6日	安中幼 志紀幼	→3月11日 →3月13日	安中幼 志紀幼
3月7日	北山本小 八尾幼	→3月12日 →3月13日	北山本小 八尾幼

時間はいずれも午後2時から3時30分までです。なお、当日は体温記入、捺印した母子手帳と予防接種手帳、上履を持参してください。接種の該当者などは次のとおり。

☆該当者 1期＝生後3カ月～36カ月の乳幼児 2期＝1期終了後12カ月～18カ月の幼児

☆予防接種の受け方 1期は3～4週間の間隔で3回、2期は1期終了後12カ月～18カ月の間に1回

#### ■小、中学校入学児童の種痘接種日程も次のとおり変更します

ことし小、中学校に入学される児童に行う第2、3期種痘接種日程も次のとおり変更されますので該当者のかたはご注意ください。

☆該当者 2期＝4月小学校へ入学予定の児童 3期＝4月中学校へ入学予定の児童

接種日	判定日	実施校	接種会場
2月14日	18日	竜華小・幼 大正小・幼 久宝寺小・幼	竜華幼 大正幼 久宝寺幼
2月15日	19日	北山本小・幼 桂小 用和小・幼	北山本幼 桂小 用和幼
2月18日	22日	南山本小・幼 安中小・幼	南山本幼 安中幼
2月20日	25日	竹淵小・東幼	竹淵東幼
2月21日	26日	志紀小・幼 東山本小・幼	志紀幼 東山本幼
2月22日	27日	八尾小・幼 中高安小・幼	八尾幼 中高安幼
2月28日	3月4日	刑部小・幼	刑部小
3月6日	11日	曙川小・幼 南高安小・幼	曙川幼 南高安幼
3月7日	12日	長池小・幼 山本小・幼	長池小 山本小

3月8日 13日 高美小・幼 高美幼  
永畑小・幼 永畑幼  
3月14日 18日 北高安小・幼 北高安小  
美園小・幼 美園小  
時間はいずれも午後2時から3時30分まで  
なお、問診票、母子手帳は必ず持参してください。また、問診票のない方は、会場にも置いてありますので認印を持参してください。

### 幼稚園児のこと

#### ■ことしの市立幼稚園入園者を募集します

電91-3881 内線466

市教育委員会では、ことしの市立幼稚園入園者を次のとおり募集します。

☆資格 小学校入学前1年の幼児であって本人および保護者の住所が八尾市内にあること（昭和43年4月2日から44年4月1日までに生まれた幼児）

☆願書の交付 1月22日から1月25日までの毎日午後1時から4時まで各幼稚園で。

☆願書の受付 1月28日から1月31日までの毎日午後1時から4時まで各幼稚園で。

願書と同時に住民票（家族全員の写し）とハガキ1枚（宛名欄に保護者の住所、氏名を記入）を添えて各幼稚園に提出してください（郵送不可）。

### 保育所のこと

#### ■今春入所の保育児を募集します

電91-3881 内線283

市では今春入所の保育児を次のとおり募集しています。

☆申請書の交付 社会福祉会館内児童課または各保育所などで。

☆申請書の受付場所と日時

25日（金）山本南保育所（山本町南2丁目4-5）荘内保育所（荘内町2丁目1-27）

28日（火）高安保育所（教興寺222）弓削保育所（弓削793-2）

29日（水）久宝寺保育所（久宝寺2丁目1-9）亀井保育所（亀井町2丁目4-8）

時間はいずれも午前10時から午後3時まで  
なお、2月3日（日）午前9時から正午まで社会福祉会館内児童課で全保育所分を受け付けます。  
また、受付当日は必ずお子さんをお連れください。

### 消費問題のこと

#### ■八尾市消費者相談所を開設しました

電22-6185

欠かん商品を買わされたり、商品の量目不足を経験したことはありませんか。消費者をとりまくいろいろな苦情を処理し、安心して買い物ができるよう市では、このほど消費者相談所を開設しました。

☆相談日 毎週月、水、金曜日 午後1時

～3時まで ☆ところ 市立婦人会館  
消費者相談員がご相談に応じますので、どうぞご利用ください。

### 交通規制のこと

#### ■バス優先道路をつくるため、1月21日から交通規制が行われます

電91-3881 内線329

府道恩智東大阪線（玉串川沿い）で、バス優先道路をつくるため、1月21日から（日曜日と1月2日、3日は除く）一部区間で自動車の通行禁止などが行われます。

#### ＜バス優先道路の規制＞

①自動車の南行き通行禁止 法令除外車のほか、路線バス、通学・通園・従業員送迎用バス、タクシー、2輪車、原付以外の車は、近鉄バス 青葉町停留所から近鉄山本駅前までの区間は、午前7時から8時30分まで、南行きが通行禁止

②自動車の停車禁止 法令除外車のほか、バス、タクシーの人の乗降扱い以外は、北行き南行きとも停車禁止。区間、時間は①と同じ

③車両の追い越しのための右側へのはみ出し禁止 緊急自動車以外は、近鉄山本駅前から北へ東大阪市との境界まで、終日禁止

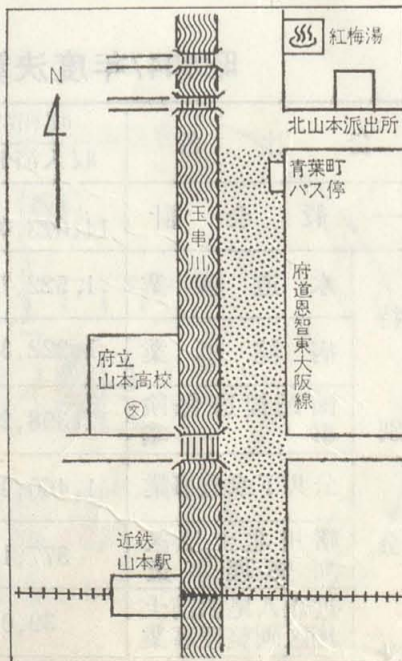
④自動車の右折（南から東への）禁止 緊急自動車以外は、①の区間の各交差点で午前7時から午前8時30分まで右折禁止。

ただし、バス、タクシー、2輪車については美好橋、山本高校前、大和橋、山本高校テニスコート前、青葉町バス停前の各交差点、スクールバスは聖光幼稚園前交差点は右折できます。

#### ＜その他の道路の規制＞

細街路に自動車が流れこまないため、上記の道路のほかに通行禁止、駐車禁止、一方通行、右左折禁止、直進禁止などが行われますので道路標識にご注意ください。

バス優先道路に関するご意見、ご質問は、八尾警察交運課（電92-1234 内線36）または、八尾市役所交通対策係まで。



### 土地のこと

#### ■土地の先買い制度が改正されました

電91-3881 内線587

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、必要な公共用地を計画的に先行取得することを目的とした「公有地の拡大の推進に関する法律」がこのほど改正され、昨年の12月1日から施行されました。この改正によってこの法律に基づく「土地の先買い制度」は従来の市街化区域内から市街化調整区域を含む都市計画区域内に拡大され、適用されることになりました。

したがって土地所有者が次のような土地を有償で譲渡しようとするときは契約を結ぶ前にそのことを市に届け出る必要があります。

#### ＜届け出が必要な土地＞

①道路、公園、学校など都市計画で決められた公共施設の予定区域を含む土地の場合は、300平方メートル（約91坪）以上の土地。

②前記以外の土地の場合は都市計画区域内で5,000平方メートル（約1,513坪）以上の土地、市街化区域内で2,000平方メートル以上の土地。

#### ＜届け出を必要としない土地＞

前記の区分の面積に満たない土地、または知事が指定した土地区画整理事業以外の土地区画整理施行区域内の土地、国、府、市、土地開発公社などの公共的な法人に譲渡する土地、都市計画法による開発許可を受けた区域内の土地、農地を農地として譲渡する場合などは届け出をする必要はありません。

#### ☆所有者の買い取りの申し出

土地所有者が都市計画区画内の300平方メートル以上の土地を府や市に買い取り希望を申し出ることができます。

#### ☆届け出、申し出先

土地の所在する市役所へ届け出、申し出をしてください。（用紙は市開発部用地課にあります）

#### ☆届け出、申し出をした後

土地所有者が市役所に届け出や申し出をされた日から3週間以内に「買い取りを希望します」という通知が届きます。

土地所有者はこの通知があるまでは土地を他人に譲渡できません。

また土地所有者が「買い取りを希望します」という通知を受けたときからさらに3週間はその土地を他人に譲渡できません。そしてその間に府や市などと土地の買い取りについて話し合いに応じていただくことになっています。

なお、土地の買い取りは強制的なものではありませんが、協議させていただくことについては正当な理由がなければ拒んではいけないことになっています。

その他くわしくは市開発部用地課（光南町1丁目、沼卯ビル内2階）までお問い合わせください。

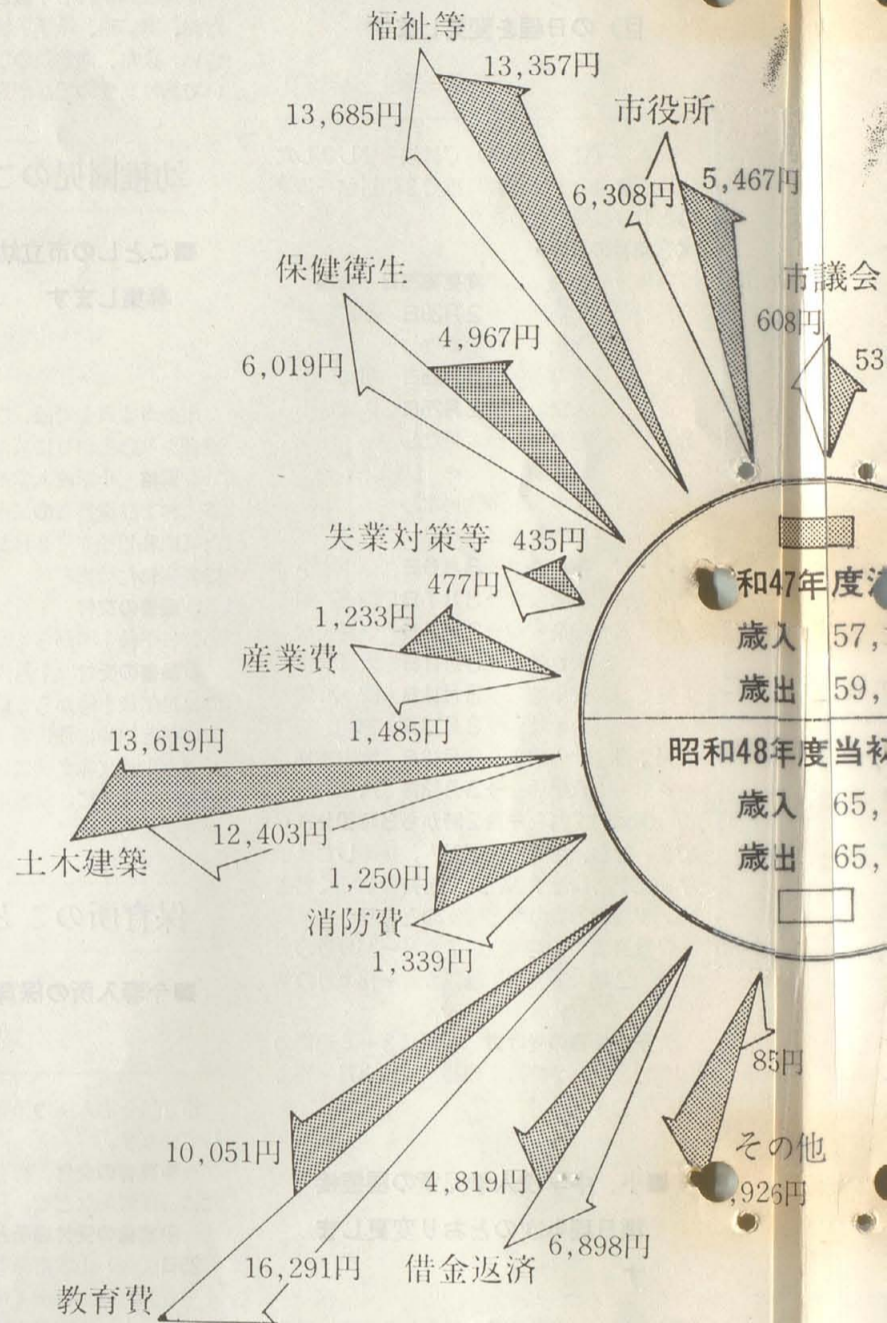


# 八尾市の具

S. 48. 3. 31現在

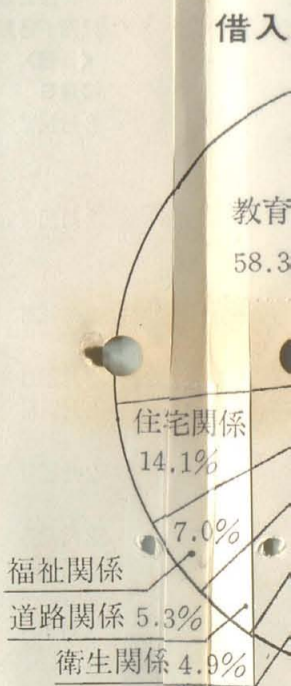
人口 244,723人  
世帯数 74,208世帯

## 市民1人当りの税別負担額(昭和47年度決算)



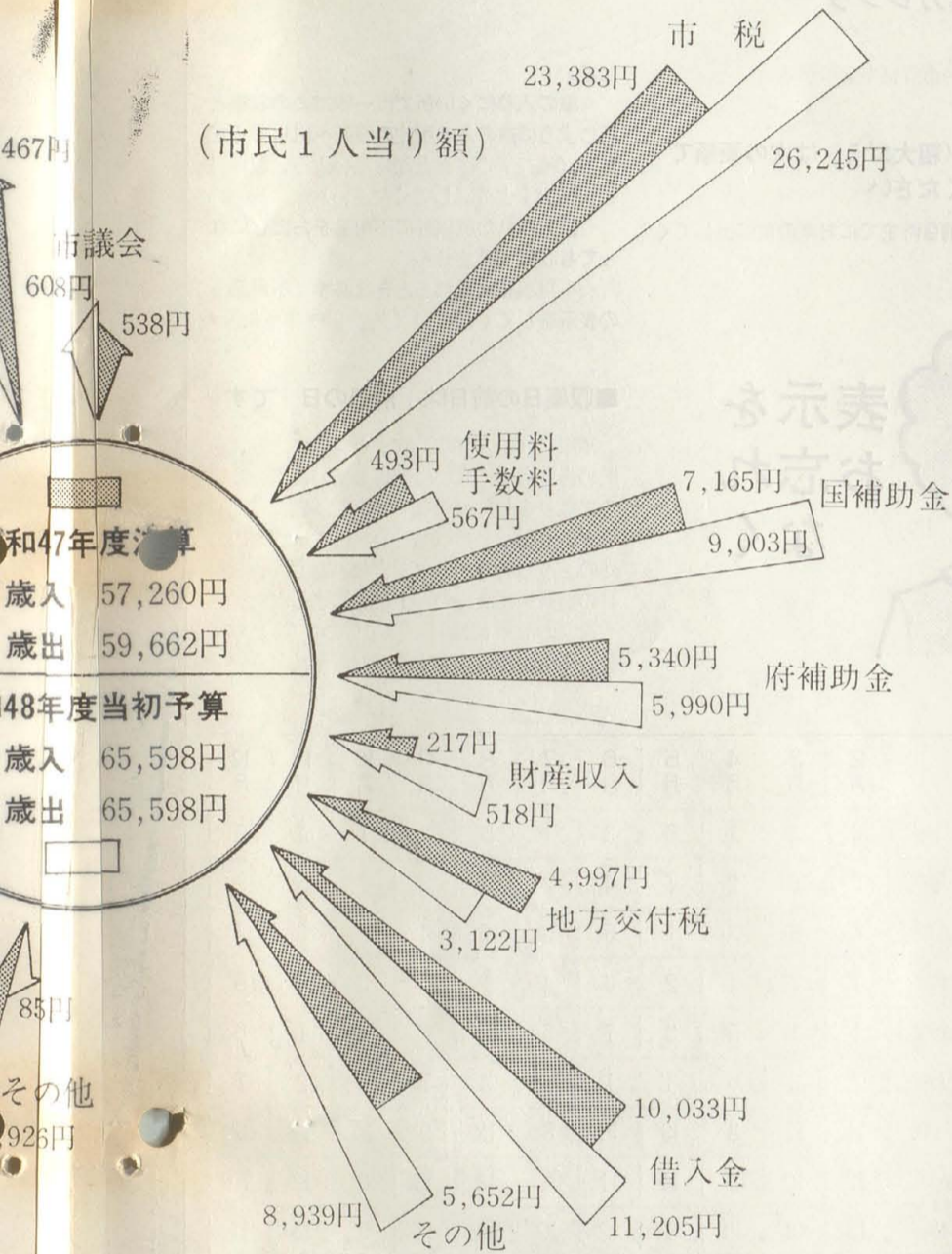
## 昭和47年度決算額および48年度当初予算額

会計名	昭和47年度決算額		昭和48年度当初予算額	借入金現在高(48.3月末現在)	
	収入済額	支出済額			
一般会計	14,013,024	14,600,738	16,053,246	12,862,483	
特別会計	水道事業	1,522,732	1,778,527	収入 1,741,345 支出 2,009,394	2,643,286
	病院事業	1,222,382	1,324,976	収支 1,426,670 支出 1,433,765	381,188
	国民健康保険事業	1,398,299	1,451,788	1,786,383	—
	公共下水道事業	1,460,963	1,557,629	1,888,063	2,921,008
	曙川北土地区画整理事業	377,148	285,695	289,000	—
	近鉄八尾駅前土地区画整理事業	39,028	39,028	138,500	—
	八尾市農業共済事業	—	—	17,134	—





# の財政状況



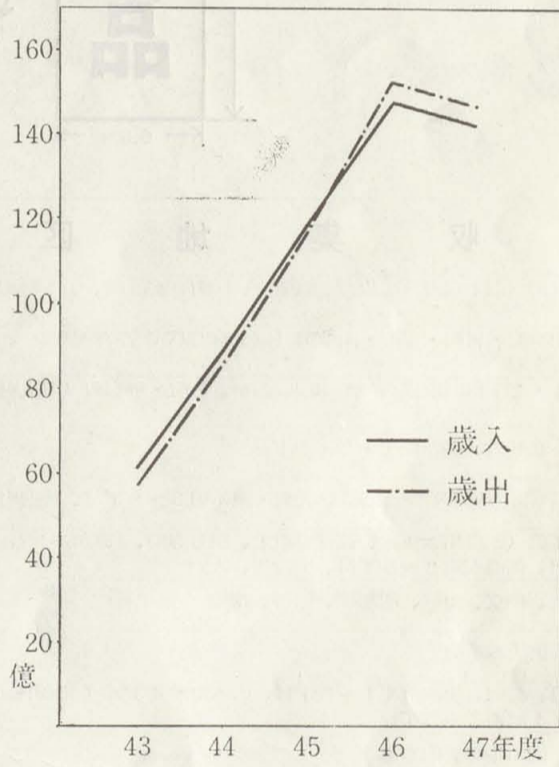
**八尾市告示第9号**

地方自治法 243条の3並びに八尾市財政状況の公表に関する条例の規定によって市の財政事情を次のように公表する。

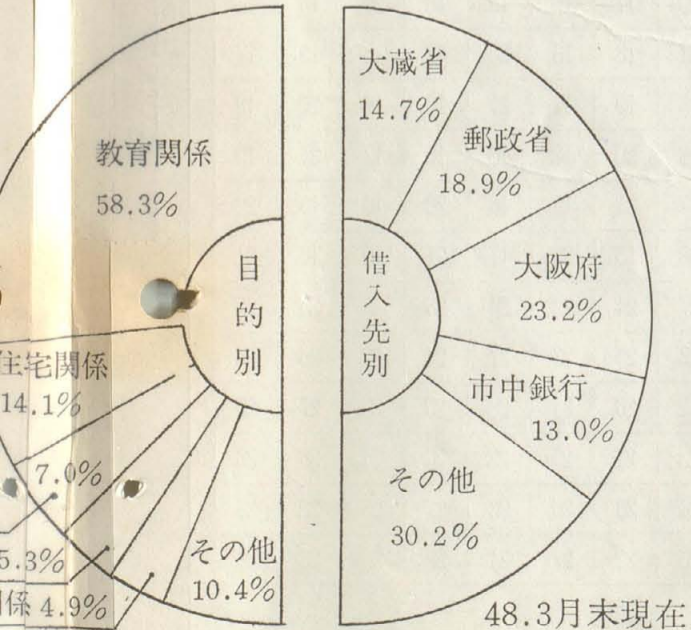
昭和49年1月20日

八尾市長 大橋清治

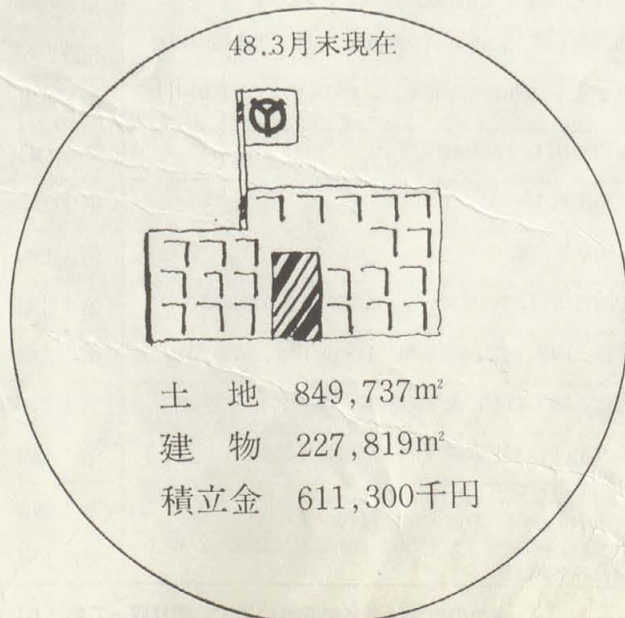
一般会計歳入歳出決算年度別推移  
(昭和47年度より公共下水道事業特別会計を設置)



借入金の内訳(128億6,248万3千円)



公有財産の状況



## 清掃

### ●不用品(粗大ゴミ)収集日をご活用ください

#### 49年2月から12月までの収集カレンダー

今年大型不用品(粗大ゴミ)の収集日程は下表のとおりです。

お宅に該当する欄を赤鉛筆で囲むなりして目につきやすいところへおはりになれば便利です。(1月も該当する曜日に収集しています)

#### ■机、タタミ、タンスなどを収集します

大型不用品の収集は各ご家庭から出るゴミのうち、週2回の一般収集では収集できない大きなゴミを対象としています。従って、会社、工場などの事業所から出されるゴミ、建築廃材、危険物などは収集できません。

収集するもの、しないものの区別は次のとおりです。

- 収集するもの  
机、タタミ、タンス、冷蔵庫など大型の不用品
- 収集しないもの

①平常ゴミ…台所から出るゴミ(週2回の定期収集のときにお出しください)

②業務上廃品…商店、会社、工場、事業所などの業務上またはこれに付随するゴミ

③建築廃材…建築、改築工事などのゴミ

④危険物…プロパンガスのボンベなど

⑤その他…市清掃事業所が不適当と認められたもの

#### ■不用品(粗大ゴミ)は次の要領でお出しください

※必ず午前9時までに自宅の前に出してください

ださい

☆車の入りにくい所では一般ゴミの収集と同じように車の入る所定の場所へ出してください(隣近所の迷惑とならないよう、収集日の朝に出すようにしてください)

☆決められた所以外に不用品をお出しになっても収集できません

☆不用品を出される時は必ず「不用品」の表示をしてください(タテ18cmヨコ6.5cm位)

#### ■収集日の前日は「清掃の日」です

不用品(粗大ゴミ)収集も軌道に乗り、市民のみなさんに大いに利用していただけるようになりました。そこで、市では夏だけに限らず、年12回ある収集日の前日に適宜家の内外のそうじをしていただきたと考え、収集日の前日を「清掃の日」と決めました。

ご家の清掃には不用品(粗大ゴミ)収集日、「清掃の日」を十分にご活用ください。



表示をお忘れなく

収 集 地 区	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
幸町・泉町・山賀町(以上府道八尾枚方線以東)、桂町、高砂町、山本町北7・8丁目(玉串川以西)	第1月曜	4	4	1	6	3	1	5	2	7	4	2
宮町・楠根町・山賀町・泉町・幸町・山城町(以上府道八尾枚方線以西)、末広町、佐堂町、久宝園、美園町、新家町	第1火曜	5	5	2	7	4	2	6	3	1	5	3
山城町・北本町1・2丁目(市道八尾西郡線以西)、宮町・楠根町(以上府道八尾枚方線以東)	第1水曜	6	6	3	1	5	3	7	4	2	6	4
北本町3・4丁目	第1木曜	7	7	4	2	6	4	1	5	3	7	5
壺振町、小畑町、長池町、緑ヶ丘1・2・4丁目	第1金曜	1	1	5	3	7	5	2	6	4	1	6
北本町1・2丁目(市道八尾西郡線以東)、光町・東本町3~5丁目、荏内町、若草町、小阪合町	第1土曜	2	2	6	4	1	6	3	7	5	2	7
山本町北6~8丁目(玉串川以東)、福万寺町北、福万寺町、福万寺町南、福栄町、上之島町北	第2月曜	11	11	8	13	10	8	12	9	14	11	9
上尾町4~9丁目、西高安町2~5丁目、楽音寺、大竹	第2火曜	12	12	9	14	11	9	13	10	8	12	10
水越、千塚、大窪、神立、山畑、服部川、黒谷、郡川	第2水曜	13	13	10	8	12	10	14	11	9	13	11
東山本町、東町、東山本新町	第2木曜	14	14	11	9	13	11	8	12	10	14	12
緑ヶ丘3・5丁目、堤町、山本町北1~5丁目、山本町北6丁目(玉串川以西)、上之島町南、	第2金曜	8	8	12	10	14	12	9	13	11	8	13
西高安町1丁目、上尾町1~3丁目	第2土曜	9	9	13	11	8	13	10	14	12	9	14
桜ヶ丘、旭ヶ丘、西山本町、山本町	第3月曜	18	18	15	20	17	15	19	16	21	18	16
東久宝寺、本町、東本町1・2丁目	第3火曜	19	19	16	21	18	16	20	17	15	19	17
神武町、洪川町6・7丁目、南久宝寺1~3丁目、西久宝寺、久宝寺、北久宝寺	第3水曜	20	20	17	15	19	17	21	18	16	20	18
垣内・恩智(以上外環状線以東)、柏村・神宮寺・二俣(以上近鉄線以東)、教興寺	第3木曜	21	21	18	16	20	18	15	19	17	21	19
刑部(本村)、柏村(外環状線以西)、山本高安町、高安町南、高安町北、垣内(近鉄線以西)	第3金曜	15	15	19	17	21	19	16	20	18	15	20
恩智(外環状線以西)	第3土曜	16	16	20	18	15	20	17	21	19	16	21
中田、南本町9丁目、八尾木、別宮、今井、大字安中(関西線以北東)、刑部住宅(市道曙川1	第4月曜	25	25	22	27	24	22	26	23	28	25	23
号線以西)、高美町4~7丁目	第4火曜	26	26	23	28	25	23	27	24	22	26	24
青山町、南小阪合町、山本町南、刑部住宅(市道曙川1号線以東)	第4水曜	27	27	24	22	26	24	28	25	23	27	25
清水町、明美町、松山町、南本町1~8丁目、高美町1~3丁目	第4木曜	28	28	25	23	27	25	22	26	24	28	26
洪川町1~5丁目、高町、安中町、陽光園、栄町、光南町	第4金曜	22	22	26	24	28	26	23	27	25	22	27
竹淵、南龜井町、北龜井町、龜井町、跡部北の町3丁目、跡部本町3・4丁目、跡部南の町	第4土曜	23	23	27	25	22	27	24	28	26	23	28
跡部北の町1・2丁目、春日町、東太子、太子堂、南太子堂、跡部本町1・2丁目、南植松町												
沼、太田、若林町、南木の本、木の本、北木の本、西木の本、大字南木本、大字木本												
植松町、永知町、相生町1~3丁目、老原5~9丁目、大字老原(市道志紀3号線以西)												
天王寺屋(関西線以南西)、大字植松(国道25号線以北)、相生町4丁目、老原1~4丁目、大												
字老原(市道志紀3号線以東)、田井中、志紀住宅、弓削(市道志紀22号線以北)												
弓削(市道志紀22号線以南)、二俣(近鉄線以西)、東弓削、天王寺屋(関西線以北東)、神宮												
寺(近鉄線以西)、都塚、柏村(外環状線以東近鉄線以西)												

表中の数字は各月の収集日です。切り取っておはりになれば便利です。

## 読物のページ

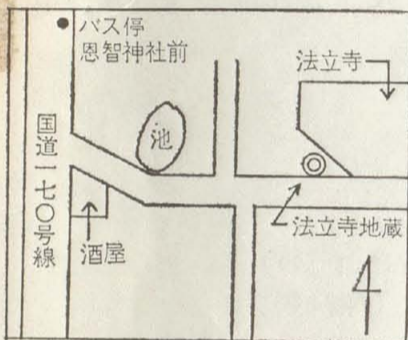


# 八尾の石仏

—その9— 沢井浩三 (大阪府教育百年史編集室長)

### ■法立寺(ほうりゅうじ)地蔵

恩智南谷の法立寺の下にある辻地蔵堂内にある。もと法立寺境内にあった。高さ110cmの花崗岩に、蓮台上に身丈72cmの立像が浮彫りされている。左右に「永禄十二年十月廿四日 ○○地蔵講一結衆○○」とあり、地蔵講の人々によって、永禄12年(1569)10月24日恐らく戦国混乱の世の中に、村人たちの無事息災を祈ってまつたものであろう。



(上) 法立寺地蔵付近略図  
(右) 法立寺地蔵



### ■交通機関、マスコミ

シアトル・タコマ国際空港はベルヴェ市の南方にあり、車で25分の距離にあります。ローカル空港は通勤者に利用されています。南北と東西に走るフリーウェイ(高速道路)のインターチェンジも近く、交通の便にめぐまれています。

新聞はローカル紙のベルヴェ・アメリカン紙(週刊)のほかにシアトルのポストインテリジェンサーとタイムズ(ともに日刊)があります。ベルヴェ・アメリカン紙は発行部数2万を数え、このほかに買物情報版を4万部ほど発行しています。テレビ、ラジオはシアトルの放送局から送られてきます。

### ■姉妹都市ベルヴェ

—その9—

写真(下) シアトル・タコマ国際空港(ベルヴェ市勢要覧より)



# 史跡をたずねて

—その6—

### ■心合寺山古墳

バス停大竹でバスを降りると東方への舗装された道がある。その道を7、8分登ると市立養護老人ホームがあるが、途中は家と畑が点在している。

この日はやや寒かったが同ホームのベランダに老人が一人立たずんでいた。

このホームの南側が心合寺山古墳(しんごうじやまこふん)である。

心合寺山古墳は標高30mの環濠式前方後円墳で、5世紀頃いわゆる古墳時代中期に属するもの。全長130m、後円部の高さ11m、直径47mの巨大なもので中河内最大の環濠式前方後円墳である。

等高線上に沿ってつくられており、そのため周囲の堀は南側と北側の2箇所で見え、ここから区切られていることも珍しい例である。愛宕塚(あたごづか)と同様にこの地に住



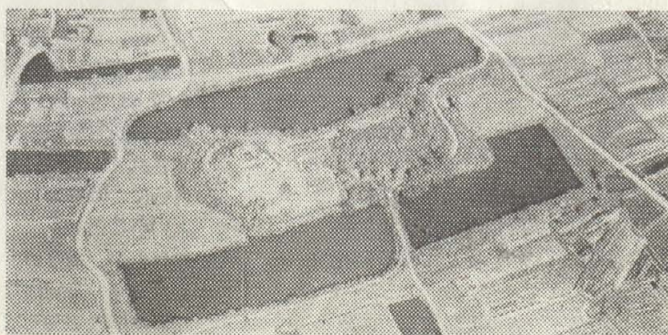
池の畔から見た心合寺山古墳

んでいた玉造連(たまつくりのむらじ)の祖大荒木命(おおあらかのみこと)の墓ともいわれ、この地の玉祖神社の関係からして玉造部の伴造(とものみやつこ)としての玉造連の先祖以来の一連の古墳群として、前期から中期、後期への一群の古墳群が、ここにその一連の発展の中のできたものであろう。

心合寺は俗にシゴジとも発音され、秦興寺のなまりといわれ、秦氏の建てた秦興寺がこのあたりにあったので、この名が残ったものようである。

心合寺山古墳へは近鉄山本駅下車近鉄バス瓢箪山行き大竹下車。東へ徒歩7、8分。

### 空から見た心合寺山古墳



# わが家の味じまん

今回は本町6丁目11-15にお住まいの久保好子さん(主婦)にお正月料理の材料の残りを使った料理「包み焼き、ほうろく蒸し、ほうろく焼き」についてお聞きしました。



### ■包み焼き

☆材料(4人分) 鶏ささ身4つ、えび4尾、ハマグリ4個、生しいたけ4つ、ギンナン8個、松葉4本、レモン1個、バター少々、アルミホイル4枚

☆作り方 ①ハマグリはしめを切り、ギンナンはむいてゆでる。

②材料全部に塩こしょうする。

③アルミホイルにバターをぬり、材料を盛り合わせ、その上にバターをのせ包んだ上、オープンか直火で焼く。

④焼き上がったらレモンのくし形を添える。

### ■ほうろく蒸し

☆材料(4人分) 白身魚4切れ、えび4尾、生しいたけ4個、栗(甘露煮でもよい)4個、ギンナン20個、だいだい1個、しょう油適量、松葉数本

酒だし1カップ、酒大さじ3杯、みりん小さじ2杯、塩さじ1杯

☆作り方 ①だいだいをしぼり、しぼり汁4としょう油6の割り合いでボン酢しょう油を作る。

②酒だしを作る。

③1人前のほうろくに洗い石を敷き、材料を並べ酒だしをひたひたに注ぐ。

④ふたをして火にかけてでき上がりに松葉を入れる。

⑤ボン酢しょう油を添える。

### ■ほうろく焼き

☆材料(4人分) 白身魚4尾、えび4尾、生しいたけ4個、栗4個、ししとう4個、松葉8本、レモン1個

☆作り方 ①ほうろくにたっぷり塩を敷き火にかけて熱しておく。

②材料にうす塩をふりかけ、十分に焼いたほうろくに並べ入れる。

③松葉を入れてふたをし、直火かオープンの中段で焼き上げる。

④でき上がったらレモンを添える。

★投稿をお待ちしています  
みなさんのご家庭の味じまん(料理、飲物など)をお気軽に投稿してください。  
八尾市役所公聴課広報係(本町1-1-1)



# やお市政だより

第497号

8

昭和49年1月20日

## お知らせ

### ●再開5年年金の加入受付をしています

—申し込み締め切り日は3月31日—

国民年金発足当時（昭和36年）、50歳以上55歳以下の人で、10年年金や5年年金に任意加入しなかったなどのため年金が受けられない人を対象に再開5年年金の加入受付をしています。

あなたの老後と幸せを守るため高齢者任意加入の最後のチャンスを生かしましょう。

☆加入できる人 明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人で次のいずれにも該当する人。

①他の公的年金制度（厚生年金、共済組合など）に加入していない人。

②他の公的年金制度から老齢、退職年金を受けられない人または受けることができない人

③現在、国民年金に加入していない人および国民年金法による老齢年金や通算老齢年金を受けていない人または受けることができない人。

ただし、過去に10年年金や5年年金に加入していて途中でやめてしまった人は加入でき

ません。（これに該当する人は国民年金手帳があれば持参してください。）

☆加入申し込み 昭和49年3月31日までに市年金課まで。

☆保険料 月額900円（昭和45年6月にさかのぼって納付できます。分割払いも可）。

☆年金額 月額8,000円（年間96,000円）加入した人の保険料納付済期間が5年に達した後に65歳になった時、または65歳になった後に保険料納付期間が5年に達した時、本人の老齢年金裁定請求により支給されます。

☆その他 明治44年4月1日以前に生まれた人は、満70歳になれば老令福祉年金（月額5,000円）が支給されます（ただし他の公的年金を受けている人や所得の多い人は支給されません）が、5年年金に加入されると老令福祉年金の受給資格はなくなります。

その他くわしくは市年金課（電91-3881、内線320）までお問い合わせください。



### 夜間中学生募集!!

・中がっこう そつぎょうの しかくがなくて こま  
っている人

・小がっこうや中がっこうをそつぎょうできなかつた  
人

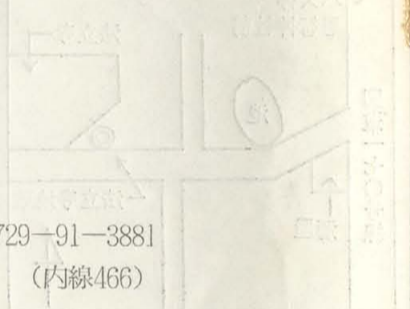
・きょうかしよも きゅうしょくもむりょうです

・ごご5じ30ぶんから9じまで がんばってべんきよ  
うしています

・そうだんは

・八尾市教育委員会—0729—91—3881  
(内線466)

・八尾中学校 { 0729—98—9551(よる)  
0729—23—4421(ひる)



## しあわせを築く道 部落解放とわたしたち——15

### ■3割自治の現状を打ち破り、 地方自治をわたしたちの手に!

昨年、摂津市の市長が、国に対して訴訟をおこしました。

それは、保育所設置にともなう市の超過負担金約4,400万円の支払いを国に求めるといふものです。

児童福祉法によると、市町村長は、その市町村に、「保育に欠ける児童」がいる場合、保育所に入所させ保育することを義務づけられています。

そして、国はその場合、保育所の設置費については、2分の1、管理運営費については、10分の8を負担しなければならないと明記されています。

このため、摂津市では、約9,197万円をかけ、4つの保育所をたてました。

法令どおりだと、国は約4,598万円を支払うことになるのですが、実際に国が負担した額は、たったの250万円、全体の3%弱にすぎなかったのです。

摂津市長は、この驚くべき事実に対して、東

京地裁に提訴したわけです。

このことは、摂津市一市の問題ではなく、全国の自治体の問題となっています。

全国知事会の調べによると、45年度の全国自治体の超過負担額は、26事業分だけで2,069億円でした。

地方財政法第2条には、「国は、地方財政の自主的かつ健全な運営を助長することにつとめ、いやしくもその自律性をそこない、または地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」と明記されています。

この条文が、全く実施されていないといつてもいいすぎでない現実であるわけです。

国が算定した見積もり額が、実際にかかった額より低いということ。

また、当然補助の対象となるべきものが、はずされているということ。

さらに、国の決めた面積や数では、できないということ。

これらが、地方自治体に超過負担させることになっている理由なのです。

部落解放運動では、そういった地方財政の

現状に対し、国の責任を明らかにさせる取り組みを行ってきました。

昭和40年（1965年）には、同対審答申、さらに昭和44年（1969年）には、法的裏づけとして同和对策事業特別措置法が出されるにいたったのです。

ここにおいて、同和对策を行うにあたっては貧困な市町村財政に転嫁負担させるのではなく、国が自らの責任として、経費の3分の2を負担支出するということが、明確化されたわけです。

そして、その法を実質化させるため、対府県や国への交渉が、粘り強くすすめられています。

その結果、例えば桂中学校のように、8割助成をかちとることに成功した例が、数多く出てきているわけです。

部落解放運動に学び、保育所・老人ホーム・心身障害児施設をはじめとする社会福祉施設など、わたしたちの暮らしに直接かかわることを充実させていくためには、市民ぐるみで、府や国に働きかけていかねばならないのではないのでしょうか。